



三重県公報

令和3年2月19日 (金)

第 184 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
29	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則の一部を改正する規則	(地 域 福 祉 課)	3
30	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(廃 棄 物 ・ リ サ イ ク ル 課)	17
31	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(獣 害 対 策 課)	18
告 示			
101	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当させる機関の指定	(地 域 福 祉 課)	37
102	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	37
103	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	37
104	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当させる機関の指定	(同)	38
105	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	38
106	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	38
107	生活保護法の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出	(同)	39
108	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定	(同)	39
109	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	39
110	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	40
111	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護支援給付のための介護等を担当させる機関の指定	(同)	40
112	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	40
113	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	41
114	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出	(同)	41
115	土砂災害警戒区域の指定	(防 災 砂 防 課)	41
116	同件	(同)	42
117	同件	(同)	43
118	同件	(同)	43
119	同件	(同)	43
120	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	44
121	同件	(同)	46
公 告			

家畜改良増殖法の規定による種畜証明書を書換交付した旨の通報	(畜 産 課) 48
基本測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課) 48
公共測量が終了した旨の通知	(同) 48

規 則

三重県ユニバーサルデザインのもちづくり推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年二月十九日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第二十九号

三重県ユニバーサルデザインのもちづくり推進条例施行規則の一部を改正する規則

三重県ユニバーサルデザインのもちづくり推進条例施行規則（平成十一年三重県規則第百十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第2（第6条関係）		別表第2（第6条関係）	
第1 建築物に関する整備基準		第1 建築物に関する整備基準	
部分	整備基準	部分	整備基準
1 (略)	(略)	1 (略)	(略)
2 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）	(1)～(3) (略) (4) 直接地上へ通ずる出入口のうち、1以上の出入口から人又は案内設備により視覚障害者に公共的施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所までの廊下等には、視覚障害者誘導用ブロック等（線状ブロック等（視覚障害者を誘導するための床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床材の色と明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等（視覚障害者の注意を喚起するための床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床材の色と明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を適切に組み合わせて床面に敷設したものを用いる。以下同じ。）を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること（教育施設（用途面	2 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）	(1)～(3) (略) (4) 直接地上へ通ずる出入口のうち、1以上の出入口から人又は案内設備により視覚障害者に公共的施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所までの廊下等には、視覚障害者誘導用ブロック等（線状ブロック等（視覚障害者を誘導するための床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床材の色と明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等（視覚障害者の注意を喚起するための床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床材の色と明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を適切に組み合わせて床面に敷設したものを用いる。以下同じ。）を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること（教育施設（特別支

	<p>積が2,000平方メートル以上の地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設を除く。)。ただし、直接地上へ通ずる出入口又は出入口が視認できる場所において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。</p> <p>(5) 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊り場は、次に定める構造(教育施設(用途面積が2,000平方メートル以上の地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場、自動車販売施設等の自動車関連施設、入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所にあつては、次のイからトまでに定める構造)とすること。</p> <p>イ〜チ (略)</p>	<p>援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設を除く。)。ただし、直接地上へ通ずる出入口又は出入口が視認できる場所において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。</p> <p>(5) 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊り場は、次に定める構造(教育施設(特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場、自動車販売施設等の自動車関連施設、入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所にあつては、次のイからトまでに定める構造)とすること。</p> <p>イ〜チ (略)</p>
<p>3 階段(踊り場を含む。以下同じ。)</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する階段は、次に定める構造(教育施設(用途面積が2,000平方メートル以上の地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場、自動車販売施設等の自動車関連施設、入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所にあつては、次のイからホまでに定める構造)とすること。</p> <p>イ〜へ (略)</p>	<p>3 階段(踊り場を含む。以下同じ。)</p> <p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する階段は、次に定める構造(教育施設(特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場、自動車販売施設等の自動車関連施設、入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所にあつては、次のイからホまでに定める構造)とすること。</p> <p>イ〜へ (略)</p>
<p>4 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>5 便所</p>	<p>(1)〜(5) (略)</p>	<p>5 便所 (1)〜(5) (略)</p>

	<p>(6) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する便所を設ける場合で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項の規定の適用を受けるとき並びに用途面積が2,000平方メートル以上の地方公共団体の設置する高等学校及び中等教育学校（後期課程に限る。）は、次に定める設備のある便房を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>イ・ロ （略）</p>		<p>(6) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する便所を設ける場合で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項の規定の適用を受けるときは、次に定める設備のある便房を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>イ・ロ （略）</p>
6～15 （略）	（略）	6～15 （略）	（略）
16 案内板	<p>案内板を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 点字による表記、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類するものにより、視覚障害者が円滑に利用することができる構造とすること。ただし、案内所、案内設備等により、視覚障害者への情報提供が支障なく行われる場合又は教育施設（用途面積が2,000平方メートル以上の地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校を除く。）、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設に案内板を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>ハ・ニ （略）</p>	16 案内板	<p>案内板を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 点字による表記、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類するものにより、視覚障害者が円滑に利用することができる構造とすること。ただし、案内所、案内設備等により、視覚障害者への情報提供が支障なく行われる場合又は教育施設（特別支援学校を除く。）、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設に案内板を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>ハ・ニ （略）</p>

第1項の「案内板」は、「三重県知事 宛て」とある「印」を指す。
 第1項の「案内板」は、案内板を指す。

第2号様式（その1）（第7条関係）

整備基準適合表（建築物）

公共的施設 （特定施設） の名称		公共的施設 （特定施設） の所在地	
主要用途		構造・階数	造・地上 地下 階、 階
延べ面積	㎡		

整備部分・ 整備項目	整備基準	記載図面の 名称及び番号	整備内容	適合 状況	※ 判定欄
1 出入口					
(1) 建物出入口（直接地上へ通ずる1以上の出入口の構造）	イ 有効幅員 90 cm以上		（有効幅員） cm	適否	
	ロ 戸を設ける場合は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		（開閉方法）	適否	
	ハ 車いす使用者に支障となる段の禁止		（段差処理）	適否	
(2) 駐車場出入口（駐車場へ通ずる1以上の出入口の構造） ※(1)の建物出入口と駐車場出入口が同じ場合は、記入不要	イ 有効幅員 90 cm以上		（有効幅員） cm	適否	
	ロ 戸を設ける場合は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		（開閉方法）	適否	
	ハ 車いす使用者に支障となる段の禁止		（段差処理）	適否	
(3) 利用室出入口（利用室の1以上の出入口の構造）	イ 有効幅員 80 cm以上		（有効幅員） cm	適否	
	ロ 戸を設ける場合は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		（開閉方法）	適否	
	ハ 車いす使用者に支障となる段の禁止		（段差処理）	適否	
(4) 建物出入口（直接地上へ通ずる主な出入口）	イ 必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根の設置		（講じた措置）		
2 廊下等					
(1) 表面の仕上げは、滑りにくい材料			（仕上げ材）	適否	
(2) 段を設ける場合の段の構造（3に定める構造）	イ 高さ 80 cm程度の手すりの設置		（講じた措置）	適否	
	ロ 主な階段には、回り段の禁止		（講じた措置）	適否	
	ハ 表面の仕上げは、滑りにくい材料		（仕上げ材）	適否	
	ニ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等の設置		（講じた措置）	適否	
	ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造		（講じた措置）	適否	
	ヘ 階段の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分に点状ブロック等の敷設		（講じた措置）	適否	

(3) 建物出入口から利用室等の各出入口に至る経路、駐車場出入口から利用室等の各出入口に至る経路及び利用室等の各出入口から多機能便房を設けた便所の出入口に至る経路におけるそれぞれ1以上の廊下等の構造	イ 有効幅員 120 cm以上	(有効幅員) cm	適否	
	ロ 車いすが転回できる部分を廊下等の末端及び50m以内ごとに設置	(講じた措置)	適否	
	ハ 戸を設ける場合の当該戸の構造			
	(イ) 有効幅員 80 cm以上	(有効幅員) cm	適否	
	(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適否	
	ニ 高低差がある場合は、(5)の傾斜路及びその踊り場又は特殊構造昇降機の設置	(講じた措置)	適否	
ホ 1の出入口並びに4のエレベーター及び特殊構造昇降機の出入口に接する部分を水平にすること。	(講じた措置)	適否		
(4) 建物出入口から情報提供を行う場所までの廊下等(教育施設(用途面積が2,000㎡以上の地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設を除く。)	視覚障害者誘導用ブロック等の敷設又は音声により視覚障害者を誘導する装置等の設置。ただし、建物出入口又は出入口が視認できる場所において、常時勤務する者が視覚障害者を誘導できる場合等は、この限りでない。	(講じた措置)	適否	
(5) 傾斜路及びその踊り場の構造(教育施設(用途面積が2,000㎡以上の地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場、自動車販売施設等の自動車関連施設、入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所にあつては、イからトまでに定める構造)	イ 有効幅員 120 cm以上(段併設の場合は、90 cm以上)	(有効幅員) cm	適否	
	ロ こう配 1/12(高さ 16 cm以下の場合、1/8)を超えない構造	(こう配)	適否	
	ハ 高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊り場の設置	(高さ) cm (踏幅) cm	適否	
	ニ 両側に立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適否	
	ホ 高さ 80 cm程度の手すりの設置(高さ 16 cm以下、かつ、こう配 1/12以下の傾斜路を除く。)	(講じた措置)	適否	
	ヘ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
	ト 傾斜路の勾配部分は、踊り場及び廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別がしやすい構造	(講じた措置)	適否	

	チ 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分に点状ブロック等の敷設。ただし、次に定める部分は、この限りでない。 (イ) こう配 1/20 以下の傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分 (ロ) 高さ 16 cm以下、かつ、こう配 1/12 以下の傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分 (ハ) 傾斜路と連続して手すりが設けられた踊り場の部分	(講じた措置)	適否	
3 階 段 (教育施設(用途面積が 2,000 m ² 以上の地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場、自動車販売施設等の自動車関連施設、入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所)にあっては、イからホまでに定める構造)	イ 高さ 80 cm程度の手すりの設置	(講じた措置)	適否	
	ロ 主な階段には、回り段の禁止	(講じた措置)	適否	
	ハ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
	ニ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適否	
	ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造	(講じた措置)	適否	
	ヘ 階段の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分に点状ブロック等の敷設。ただし、段がある部分と連続して手すりが設けられた踊り場の部分は、この限りでない。	(講じた措置)	適否	
4 昇 降 機 (エレベーター)				
(1) 2 以上の階を有し、用途面積 2,000 m ² 以上の公共的施設(教育施設(地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所及び工場を除く。)には、エレベーターの設置		(設置数)	基 適否	
(2) (1)に規定するエレベーターの構造(入所型の社会福祉施設に設ける寝台用エレベーターにあっては、ロ及びニからワまでに定める構造)	主な廊下等に近接して設置	(位置)	適否	
	イ かごの幅 140cm 以上	(有効寸法) cm	適否	
	ロ かごの奥行き 135 cm以上	(有効寸法) cm	適否	
	ハ かごは車いすの転回に支障のない形状	(講じた措置)	適否	
	ニ かご内に停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置	(講じた措置)	適否	
	ホ 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置	(講じた措置)	適否	
	ヘ かご内に到着階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声で知らせる装置の設置	(講じた措置)	適否	
	ト かご及び昇降路の出入口の有効幅員 80 cm以上	(有効寸法) cm	適否	
チ かご内及び乗降ロビーに車いす使用事が利用しやすい位置に制御装置の設置	(高さ) cm	適否		

	リ かご内及び乗降ロビーの制御装置（チを除く。）は、視覚障害者の円滑な操作が可能な構造（点字表示等）	(表示方法)	適否	
	ヌ 乗降ロビーの幅及び奥行き寸法は、それぞれ 150 cm以上	(幅) (奥行き) cm	適否	
	ル かご内の側面に手すりの設置	(講じた措置)	適否	
	ヲ かご内にかご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認できる鏡の設置	(形状) (下端の高さ) cm	適否	
	ワ かご内又は乗降ロビーにかごの昇降方向を音声で知らせる装置の設置	(講じた措置)	適否	
5 便 所				
(1) 多機能便房 (用途面積 300 m ² 未満の公共施設（公衆便所を除く。）は、車いす使用者が利用できる空間を確保した便房（以下「コンパクトタイプ」という。）とすることができる。)	不特定多数の者又は主として障害者、高齢者等が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造及び設備を有する便所（多機能便房）を 1 以上（男女用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）設置	(設置数) 男子用 女子用 男女兼用	適否	
	イー1 車いす使用者が利用できる十分な空間(直径 150cm 以上の円が内接でき、かつ便器の前方に 120cm 以上の距離があるもの(コンパクトタイプを除く。))の確保 (コンパクトタイプの場合) (イ) 便器の正面方向に出入口があり、直進で進入する場合は、便器の前方に 120cm 以上の距離を確保 (ロ) 便器の側面方向に出入口があり、転回しながら進入する場合は、便房の奥行きを 120cm 以上とし、便器の前方に 140cm 以上の距離を確保（ただし、便房の奥行きが 150cm 以上の場合は便器の前方の距離は 120cm 以上とすることができる。)	(十分な空間)内接する円の直径 cm 便器の前方 cm (コンパクトタイプの場合) (イ)の場合 便器の前方 cm (ロ)の場合 便房の奥行き cm 便器の前方 cm	適否	
	イー2 設備機器類が適切な位置及び高さに配置 (設置設備) (イ)腰掛け便座 (ロ)手すり(L字型手すり及び可動式手すり) (ハ)洗浄装置 (ニ)鏡 (ホ)洗面器 (ヘ)操作容易な水栓器具 (ト)非常通報装置 (チ)施錠装置 (リ)ペーパーホルダー	(設置設備)	適否	
	ロー1 出入口の有効幅員 80 cm 以上 (コンパクトタイプを除く) (コンパクトタイプの場合) (イ) 便器の正面方向に出入口があり、直進で進入する場合は、出入口の有効幅員 80cm 以上 (ロ) 便器の側面方向に出入口があり、転回しながら進入する場合は、出入口の有効幅員 90cm 以上	(有効幅員) cm (コンパクトタイプの場合) (イ)の場合 cm (ロ)の場合 cm	適否	
ロー2 車いす使用者に支障となる段の禁止	(段差処理)	適否		

	ハ 戸を設ける場合は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適否	
	ニ 出入口付近に多機能便房が設置されている旨の表示	(表示方法)	適否	
	ホ 洗面器は、車いす使用者が利用しやすい高さ及び下部に空間を確保した構造	(高さ) cm (下部空間の寸法)	適否	
(2) 一般便所	不特定多数の者又は主として障害者、高齢者等が利用する便所を設ける場合は、各便所に手すり付き腰掛け便座を設けた便房を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置。ただし、当該便所内に(1)に定める構造の便房を設ける場合は、この限りでない。	(設置数) 男子用 女子用	適否	
(3) 男子用小便器	不特定多数の者又は主として障害者、高齢者等が利用する男子用小便器を設ける場合は、両側手すり付きの床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これに類する小便器を1以上設置	(設置数) (便器形式)	適否	
(4) 便所内の洗面器の構造	イ カウンター埋込み式又は手すりの設置。ただし、多機能便房内に設けられた洗面器は、この限りでない。	(構造)	適否	
	ロ レバー式、光感知式等容易に操作できる水栓器具の設置	(構造)	適否	
(5) 便所内の乳幼児いす等及び乳幼児ベッド等(用途面積2,000㎡以上の官公庁施設、医療施設、社会福祉施設(母子福祉施設、母子健康センター及び保健センターに限る。)、商業施設(遊技施設を除く。)、文化施設、体育施設、宿泊施設又は集会施設の便所)	不特定多数の者又は主として障害者、高齢者等が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造の便所を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置	(設置数)	適否	
	イ 乳幼児いす等のある便房を1以上設置	(設置数) 男子用 女子用 多機能	適否	
	ロ 乳幼児ベッド等を1以上設置。ただし、便所以外におむつ替えのできる場所を設ける場合は、この限りでない。	(設置数) 男子用 女子用 多機能	適否	
	ハ 便房及び便所の出入口付近に乳幼児いす等又は乳幼児ベッド等が設置されている旨の表示	(表示方法)	適否	
(6) オストメイト対応の設備	不特定多数の者又は主として障害者、高齢者等が利用する便所を設ける場合で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項の規定の適用を受けるとき並びに用途面積が2,000㎡以上の地方公共団体の設置する高等学校及び中等教育学校(後期課程に限る。)は、次に定めるオストメイトのための洗浄設備のある便房を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置	(設置数) 男子用 女子用 多機能	適否	

	イ 汚物流し（既存便所の改修を行う場合等で構造上やむを得ないときは、簡易洗浄装置とすることができる。）を設置	(設置設備)	適否	
	ロ 便房及び便所の出入口付近にオストメイト対応の設備が設置されている旨の表示	(表示方法)	適否	
	ハ 設置されることが望ましい設備等 (イ)温水シャワー付き水栓器具 (ロ)手荷物棚 (ハ)衣服を掛けるためのフック (ニ)大きめの汚物入れ (ホ)姿見用鏡 (ア)ペーパーホルダー (ト)石けん水入れ (チ)チェンジングボード又は大人用介護ベットなど着替えをするための台	(設置設備等)		
6 敷地内の通路				
(1)	表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
(2)	段を設ける場合の段の構造(3のイからホまでに定める構造)	イ 高さ 80 cm 程度の手すりの設置	(講じた措置)	適否
		ロ 主な階段には、回り段の禁止	(講じた措置)	適否
		ハ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否
		ニ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適否
		ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造	(講じた措置)	適否
(3)	通路を横断する排水溝等には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない溝ふたの設置	(講じた措置)	適否	
(4)-1	建物出入口から道等に至る1以上の敷地内の通路	イ 有効幅員 120 cm 以上	(有効幅員) cm	適否
		ロ 車いすが転回できる部分を 50m 以内ごとに設置	(講じた措置)	適否
		ハ 戸を設ける場合の戸の構造		
		(イ) 有効幅員 80 cm 以上	(有効幅員) cm	適否
		(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適否
ニ 高低差がある場合は、(6)の傾斜路及びその踊り場又は特殊構造昇降機の設置	(講じた措置)	適否		
(4)-2	建物出入口から車いす使用者用駐車区画に至る1以上の敷地内の通路	イ 有効幅員 120 cm 以上	(有効幅員) cm	適否
		ロ 車いすが転回できる部分を 50m 以内ごとに設置	(講じた措置)	適否
		ハ 戸を設ける場合の戸の構造		
		(イ) 有効幅員 80 cm 以上	(有効幅員) cm	適否
		(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適否

		ニ 高低差がある場合は、(6)の傾斜路及びその踊り場又は特殊構造昇降機の設置	(講じた措置)	適否	
		ホ 必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根の設置	(講じた措置)		
(5) 建物出入口から道等に至る1以上の敷地内の通路(共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設を除く。)	イ	用途面積が2,000㎡以上の公共的施設には、視覚障害者誘導用ブロック等の敷設又は音声により視覚障害者を誘導する装置等の設置	(講じた措置)	適否	
	ロ	車路に接する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分に点状ブロック等の敷設。ただし、次に定める部分は、この限りでない。 (イ) こう配1/20以下の傾斜路の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分 (ロ) 高さ16cm以下、かつ、こう配1/12以下の傾斜路の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分 (ハ) 段がある部分又は傾斜路と連続して手すりが設けられた踊り場の部分	(講じた措置)	適否	
(6) 傾斜路及びその踊り場の構造	イ	2の(5)のイからニまで及びへに定める構造			
		(イ) 有効幅員120cm以上(段併設の場合は、90cm以上)	(有効幅員) cm	適否	
		(ロ) こう配1/12(高さ16cm以下の場合、1/8)を超えない構造	(こう配)	適否	
		(ハ) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場の設置	(高さ) cm (踏幅) cm	適否	
		(ニ) 両側に立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適否	
		(ホ) 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
	ロ	高さ80cm程度の手すりの設置(高さ16cm以下、かつ、こう配1/12以下又はこう配1/20以下の傾斜路を除く。)	(講じた措置)	適否	
ハ	傾斜路の勾配部分は、踊り場及び敷地内の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすい構造	(講じた措置)	適否		
7 駐 車 場					
(1) 車いす使用者用駐車区画の設置	の公共的施設に三平方メートル未満の駐車区画を設ける場合	次に定める構造の車いす使用者用駐車区画を1以上設置	(設置数) 区画	適否	
		イ 建物出入口に最も近い位置に設置	(講じた措置)	適否	
		ロ 区画幅員350cm以上	(1区画幅員) cm	適否	
		ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い構造	(講じた措置)	適否	

	区画を設ける場合 二千平方メートル以上の公共的施設又は三十台以上の駐車	次に定める構造の車いす使用者用駐車区画を1以上設置	(設置数) 区画	適否	
		イ 建物出入口に最も近い位置に設置	(講じた措置)	適否	
		ロ 区画幅員 350 cm以上	(1区画幅員) cm	適否	
		ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い構造	(講じた措置)	適否	
		ニ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示	(標示方法) (高さ) cm	適否	
		ホ 道等から駐車場に至る主な出入口付近に車いす使用者用駐車区画の位置を標示、又は位置へ誘導する立て看板の設置	(標示方法) (高さ) cm	適否	
		ヘ 必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根の設置	(講じた措置)		
(2) 車いす使用者用駐車区画に至る駐車場内の通路	イ 表面の仕上げは、滑りにくい材料 ロ 段を設ける場合の段の構造 (イ) 高さ 80 cm程度の手すりの設置 (ロ) 主な階段には、回り段の禁止 (ハ) 表面の仕上げは、滑りにくい材料 (ニ) 側面が壁でない場合は、立ち上げ等の設置 (ホ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造 ハ 通路を横断する排水溝等には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない溝ふたの設置 ニ 有効幅員 120 cm以上 ホ 車いすが転回できる部分を 50m以内ごとに設置 ヘ 戸を設ける場合の戸の構造 (イ) 有効幅員 80 cm以上 (ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造 ト 高低差がある場合は、傾斜路及びその踊り場又は特殊構造昇降機の設置 チ 傾斜路及びその踊り場の構造 (イ) 有効幅員 120 cm以上(段併設の場合は、90 cm以上)		(仕上げ材)	適否	
			(講じた措置)	適否	
			(講じた措置)	適否	
			(仕上げ材)	適否	
			(講じた措置)	適否	
			(講じた措置)	適否	
			(講じた措置)	適否	
			(有効幅員) cm	適否	
			(講じた措置)	適否	
			(有効幅員) cm	適否	
			(開閉方法)	適否	
			(講じた措置)	適否	
			(有効幅員) cm	適否	

	<p>(ロ) こう配 1/12 (高さ 16 cm 以下の場合は 1/8) を超えない構造</p> <p>(ハ) 高さ 75 cm 以内ごとに踏幅 150 cm 以上の踊り場の設置</p> <p>(ニ) 両側に立ち上げ等の設置</p> <p>(ホ) 表面の仕上げは、滑りにくい材料</p> <p>(ヘ) 高さ 80 cm 程度の手すりの設置 (高さ 16 cm 以下、かつ、こう配 1/12 以下又はこう配 1/20 以下の傾斜路を除く。)</p> <p>(ト) 傾斜路の勾配部分は、踊り場及び敷地内の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすい構造</p> <p>リ 必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根の設置</p>	<p>(こう配)</p> <p>(高さ) cm (踏幅) cm</p> <p>(講じた措置)</p> <p>(仕上げ材)</p> <p>(講じた措置)</p> <p>(講じた措置)</p> <p>(講じた措置)</p>	<p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p>	
8	<p>浴室 用途面積 1,000 m² 以上の医療施設、社会福祉施設、宿泊施設及び公衆浴場</p> <p>浴室を設ける場合は、1 以上 (男女用の区別があるときは、それぞれ 1 以上) の浴室は、次に定める構造</p> <p>イ 脱衣室及び浴室の出入口</p> <p>(イ) 有効幅員 80 cm 以上</p> <p>(ロ) 戸は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造</p> <p>(ハ) 車いす使用者に支障となる段の禁止</p> <p>ロ 表面の仕上げは、滑りにくい材料</p> <p>ハ 障害者、高齢者等が利用しやすいよう手すり等の設置</p> <p>ニ 容易に操作できる水栓器具の設置</p>	<p>(設置数)</p> <p>(有効幅員) cm</p> <p>(開閉方法)</p> <p>(段差処理)</p> <p>(仕上げ材)</p> <p>(講じた措置)</p> <p>(設置数) (型式)</p>	<p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p>	
9	<p>更衣室又はシャワー室 用途面積 1,000 m² 以上の体育施設</p> <p>更衣室又はシャワー室を設ける場合は、1 以上 (男女用の区別があるときは、それぞれ 1 以上) の更衣室又はシャワー室は、次に定める構造</p> <p>イ 更衣室又はシャワー室の出入口</p> <p>(イ) 有効幅員 80 cm 以上</p> <p>(ロ) 戸は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造</p> <p>(ハ) 車いす使用者に支障となる段の禁止</p> <p>ロ 表面の仕上げは、滑りにくい材料</p> <p>ハ 障害者、高齢者等が利用しやすいよう手すり等の設置</p>	<p>(設置数)</p> <p>(有効幅員) cm</p> <p>(開閉方法)</p> <p>(段差処理)</p> <p>(仕上げ材)</p> <p>(講じた措置)</p>	<p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p>	

	二 容易に操作できる水栓器具の設置	(設置数) (型式)	適否	
10 客室 50 室以上の客室 を有する宿泊施設	次に定める構造の客室を客室の総数に百分の一を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上設置	(設置数) 室	適否	
	イ 客室の出入口			
	(イ) 有効幅員 80 cm以上	(有効幅員) cm	適否	
	(ロ) 戸は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適否	
	(ハ) 車いす使用者に支障となる段の禁止	(段差処理)	適否	
	ロ 室内の便所の構造			
	(イ) 車いす使用者が利用できる十分な空間(直径 150cm 以上の円が内接でき、かつ便器の前方に 120cm 以上の距離があるもの)の確保並びに設備機器類が適切な位置及び高さ配置 (設置設備) ①腰掛け便座 ②手すり(L字型手すり及び可動式手すり) ③洗浄装置 ④鏡 ⑤洗面器 ⑥操作容易な水栓器具 ⑦非常通報装置 ⑧施錠装置 ⑨ペーパーホルダー	(十分な空間) 内接する円の直径 cm 便器の前方 cm (設置設備)	適否	
	(ロ) 出入口の有効幅員 80 cm以上、かつ、車いす使用者に支障となる段の禁止	(有効幅員) cm (段差処理)	適否	
	(ハ) 戸を設ける場合は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適否	
	ハ 室内の浴室の構造			
	(イ) 非常通報装置の設置	(講じた措置)	適否	
	(ロ) 8に定める構造			
	① 脱衣室及び浴室の出入口 有効幅員 80 cm以上 戸は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造 車いす使用者に支障となる段の禁止	(有効幅員) cm (開閉方法) (段差処理)	適否 適否 適否	
	② 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
③ 障害者、高齢者等が利用しやすいよう手すり等の設置	(講じた措置)	適否		
④ 容易に操作できる水栓器具の設置	(設置数) (型式)	適否		
二 車いす使用者が円滑に利用できる十分な面積の確保	(室内面積) ㎡	適否		

		ホ 視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した音声、光等による非常警報装置の設置		(設置数) (型式)	適否				
11 授乳場所等		公共的施設には、必要に応じて、円滑に授乳及びおむつ替えができる場所を1以上設置 (設置設備) (イ) 乳幼児いす等、乳幼児ベッド等 (ロ) 給湯設備 (ハ) 洗面器又は流し台 (ニ) 大きめの汚物入れ (ホ) 出入口付近に授乳場所等である旨の表示		(設置場所) (設置設備)					
12 観覧席及び客席 娯楽施設、体育施設 及び集会施設	イ	固定式の観覧席等を設ける場合は、次に定める構造の車いす使用者用観覧席等の設置		(設置数) 席	適否				
		(イ) 観覧席等が100席以上400席以下の場合(2席以上)		(設置数) 席	適否				
		(ロ) 観覧席等が400席を超える場合(2席以上10席)		(設置数) 席	適否				
	ロ	幅85cm以上、奥行き120cm以上(1席当たり)		(幅) (奥行き) cm	cm cm	適否			
	ハ	観覧席等の正面及び側面に腰壁、手すり等の設置		(講じた措置)	適否				
	ニ	車いす使用者が円滑に到達できる1以上の経路の確保							
		(イ) 出入口から車いす使用者用観覧席等に至る経路 (ロ) 出入口又は車いす使用者用観覧席等から舞台等に至る経路		(講じた措置)	適否				
13 カウンター等 (カウンター、記載台、公衆電話台等)	(1)	カウンター等を設ける場合は、車いす使用者に配慮したカウンター等を1以上設置		(設置箇所)	適否				
	イ	カウンター等の高さ		(高さ) cm	適否				
	ロ	下部には、車いすで接近しやすい空間を確保(床面から65cm程度、奥行き45cm程度)		(床面からの高さ) (奥行き) cm	cm cm	適否			
	(2)	レジカウンターを設ける場合は、1以上のレジカウンターは、次に定める構造		(設置箇所)	適否				
	イ	有効幅員80cm以上		(有効幅員) cm	適否				
	ロ 車いす使用者が円滑に通過できる構造		(講じた措置)	適否					
14 改札口 入場券等の検査 又は取集めを行う 場所		改札口を設ける場合は、1以上の改札口は、次に定める構造		(設置数)	適否				
	イ	有効幅員80cm以上		(有効幅員) cm	適否				
	ロ	車いす使用者が円滑に通過できる構造		(講じた措置)	適否				
	ハ	案内窓口(券売機)から改札口に至る通路に視覚障害者誘導用ブロック等の敷設		(講じた措置)	適否				

15 避難設備 (緊急時の設備)	(1) 自動火災報知設備及び誘導灯を設ける場合は、視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した音声、光等による非常警報装置の設置		(講じた措置)	適否	
	(2) 非常口の屋内から屋外に至る主要な避難通路には、段差の禁止		(講じた措置)	適否	
	(3) 防火戸に附帯するくぐり戸下部は、またぐ必要のない構造		(講じた措置)	適否	
16 案内板	案内板を設ける場合は、次に定める構造		(設置場所)		
	イ 位置、高さ、文字の大きさ、色彩等は、障害者、高齢者等が見やすく理解しやすいように配慮		(講じた措置)	適否	
	ロ 点字による表記、文字等の浮き彫り、音による案内等により視覚障害者が円滑に利用できる構造。ただし、案内所、案内設備等により、視覚障害者への情報提供が支障なく行われる場合又は教育施設（用途面積が2,000㎡以上の地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校を除く。）、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設に案内板を設ける場合においては、この限りでない。		(講じた措置)	適否	
	ハ 多機能便房のある便所、エレベーターその他の昇降機又は車いす使用者用駐車区画を設ける場合は、その位置を表示		(講じた措置)	適否	
	ニ 必要に応じて、ローマ字又は絵による表示		(講じた措置)		

第三号様式、第四号様式及び第六号様式中「三重県知事 みて」を「三重県知事 宛て」に改め、「印」を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際現に工事中の公共的施設の新築、新設、増築、改築、用途の変更（施設の用途を変更して公共的施設とする場合を含む。）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第十四号に規定する大規模の修繕又は同条第十五号に規定する大規模の模様替については、第六条及び三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（平成十一年三重県条例第二号）第十七条に規定する整備基準は、この規則による改正後の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現に存する公共的施設については、第八条の規定は、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規則の施行の際改正前の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則（次項において「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- この規則の施行の日前に、改正前の規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年二月十九日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第三十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成四年三重県規則第四十八号の二）の一部を次のように改正する。

第二号様式中「**三重県知事 様**」を「**三重県知事 宛**」に改める。

第三号様式及び第五号様式から第九号様式までの規定中「**三重県知事 様**」を「**三重県知事 宛**」に改め、「**㊟**」を削る。

第十号様式中「**㊟**」を削る。

第十一号様式及び第十二号様式中「**三重県知事 様**」を「**三重県知事 宛**」に改め、「**㊟**」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年二月十九日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第三十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年三重県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（公聴会） 第二十一条（略） 2 ～ 10（略） 11 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名しなければならない。</p>	<p>（公聴会） 第二十一条（略） 2 ～ 10（略） 11 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。</p>

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第 1 号様式（第 2 条関係）

（表）

年 月 日

鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請書

三重県知事 宛て

申請者 住 所
氏 名
ほか 名
職 業
生年月日 年 月 日生
電話番号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 2 項（同法第 9 条第 8 項及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 7 条第 7 項）の規定に基づき、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

捕獲等しようとする鳥獣又は採取等しようとする鳥類の卵の種類及び数量			
捕獲等又は採取等の目的			
捕獲等又は採取等の期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間		
捕獲等又は採取等の区域			
捕獲等又は採取等の方法			
捕獲等又は採取等をした後の処置			
学術研究の目的とした場合にあっては研究の事項及び方法			
鳥獣保護区等において、捕獲等又は採取等しようとする場合にあってはその旨			
銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日	所持許可証番号	第 号	
	交付年月日	年 月 日	
狩猟免許を受けている場合は、当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免状の番号及び交付年月日	免許の種類	交付知事	
	免状番号	第 号	
	交付年月日	年 月 日	
※ 許可証交付年月日	年 月 日	※番号	

（規格 A 4 版）

(裏)

添付書類

- 1 鳥獣を捕獲等をする事由を証する書類
 - 2 申請者が共同して捕獲等をしようとする場合にあつては、「鳥獣の捕獲等及び鳥獣の卵の採取等の許可申請者名簿（別紙1）」、法人申請の場合は、「鳥獣の捕獲等及び鳥獣の卵の採取等の従事者名簿（別紙2）」
 - 3 使用する捕獲用具の構造、設置方法等を示す図面
 - 4 捕獲等又は採取等をしようとする区域を示す図面
- 注1 法人申請で、従事者証の交付申請も同時に行う場合にあつては、（ ）を外し、従事者証の交付申請を同時に行わない場合若しくは個人申請の場合は（ ）内の文字を抹消してください。
- 2 住所は、法人申請（従事者証を交付する場合）の場合以外は、所属機関の所在地でなく、申請者本人の自宅の住所を記載してください。
 - 3 氏名は法人の場合はその法人の代表者の氏名を記入してください。
 - 4 捕獲等の頭（羽・個）数は、各人別に割り振られた頭（羽・個）数を記載してください。
また、1頭を共同で捕獲するような場合においては、合計〇人で1頭というように記載してください。
 - 5 鳥獣保護区等の記入欄には、鳥獣保護区、休猟区、公道、自然公園法第14条第1項の特別保護地区、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地その他公衆慰楽の目的で設けられた園地であつて囲い又は標識によりその区域を明示したもの、自然環境保全法第14条第1項の原生自然環境保全地域、社寺境内、墓地、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域又は猟区内において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあつては、その旨を記載してください。
 - 6 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄には、銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあつては、当該銃器の所持について申請者（法人にあつては、捕獲等に従事する者）が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定に係る許可証番号及び交付年月日（所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻醉銃猟を実施する場合にあつては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に定める人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。）を記載してください。
 - 7 ※印欄は、記載しないでください。

第 2 号様式（第 2 条関係）

（表）

年 月 日

鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の（被害防止の捕獲）許可申請書

三重県知事 宛て

申請者 住 所
氏 名
ほか 名
職 業
生年月日 年 月 日生
電話番号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 2 項（同法第 9 条第 8 項及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 7 条第 7 項）の規定に基づき、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量			
捕獲等又は採取等の目的	被害防止の捕獲（ ）		
捕獲等又は採取等の期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間		
捕獲等又は採取等の区域			
捕獲等又は採取等の方法			
捕獲等又は採取等した後の処置			
鳥獣保護区等において、捕獲等又は採取等しようとする場合にあってはその旨			
銃器を使用する場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日	所持許可証番号	第 号	
	交付年月日	年 月 日	
狩猟免許を受けている場合は、当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免許の番号及び交付年月日	免許の種類	交付知事	
	免状番号	第 号	
	交付年月日	年 月 日	
※許可証交付年月日	年 月 日	※番号	

（規格 A 4 版）

(裏)

添付書類

- 1 鳥獣を捕獲等する事由を証する書類（被害証明書及び被害防止の捕獲依頼書）
- 2 申請者が共同して捕獲しようとする場合にあっては、「鳥獣の捕獲等及び鳥獣の卵の採取等の許可申請者名簿（別紙1）」
- 3 法人申請の場合にあっては、「鳥獣の捕獲等及び鳥獣の卵の採取等の従事者名簿（別紙2）」及び「被害防止の捕獲実施計画書」
- 4 捕獲等又は採取等をしようとする区域を示す図面

注1 申請書の提出は、事務処理に要する期間を考慮してください。

- 2 法人申請で、従事者証の交付申請も同時に行う場合にあっては、（同法第9条・・・）を外し、従事者証の交付申請を同時に行わない場合若しくは個人申請の場合は（同法第9条・・・）内の文字を抹消してください。
- 3 法人申請の場合には、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 4 捕獲等の頭（羽・個）数は、各人別に割り振られた頭（羽・個）数を記載してください。
また、1頭を共同で捕獲等するような場合においては、合計〇人で1頭というように記載してください。
- 5 捕獲等又は採取等の目的欄の（ ）には、被害作物等を記載してください。
- 6 捕獲等又は採取等の期間は、必要最小限としてください。
- 7 捕獲等又は採取等の区域は、被害地域が小面積に限られる場合には、大字名又は字名まで記載してください。
- 8 捕獲等又は採取等の方法欄には、使用する捕獲用具の名称及び設置方法等を記入してください。
- 9 処置欄には、捕獲個体の捕獲後の処置の方法について記入してください。
- 10 鳥獣保護区等の記入欄には、鳥獣保護区、休猟区、公道、自然公園法第14条第1項の特別保護地区、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地その他公衆慰楽の目的で設けられた園地であって囲い又は標識によりその区域を明示したもの、自然環境保全法第14条第1項の原生自然環境保全地域、社寺境内、墓地、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域又は猟区内において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあっては、その旨を記載してください。
- 11 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日の記入欄には、銃器を使用して捕獲等しようとする場合にあっては、当該銃器の所持について申請者（法人にあっては、捕獲等に従事する者）が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定に係る許可証番号及び交付年月日を記載してください。
- 12 ※印欄は、記載しないでください。

第三号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改める。
第四号様式及び第五号様式を次のように改める。

第 4 号様式 (第 2 条関係)

年 月 日

従事者証の交付申請書

三重県知事 宛て

申請者 主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

捕獲等又は採取等に係る許可証の番号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 8 項及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 7 条第 7 項の規定に基づき、従事者証の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

従事者の住所	電話番号 ()			
従事者の氏名	※ほか 名 (別紙名簿のとおり)			
従事者の職業				
従事者の生年月日	年 月 日生			
狩猟免許を受けている場合は、当該免許の種類、免許を与えた知事名、狩猟免許の番号及び交付年月日	免許の種類		交付知事	
	免状番号	第 号		
	交付年月日	年 月 日		

(規格 A 4 版)

注 1 ※印に従事者代表者名を記入し、「鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の従事者名簿 (別紙)」を添付してください。

2 捕獲等の頭 (羽・個) 数は、各人別に割り振られた頭 (羽・個) 数を記載してください。

また、1 頭を共同で捕獲等をするような場合においては、合計〇人で 1 頭というように記載してください。

第 5 号様式（第 3 条関係）

（表）

年 月 日

指 定 猟 法 許 可 申 請 書

三重県知事 宛て

申請者 住 所
氏 名

ほか 名

職 業

生年月日 年 月 日生

電話番号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第15条ただし書の規定に基づき、指定猟法の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

指 定 猟 法 の 種 類			
指定猟法によらなければならない理由			
捕獲等をしようとする目的			
捕獲等をしようとする期間	年 月 日から	年 月 日まで	日間
捕獲等をしようとする区域			
捕獲等をしようとする鳥獣の種類及び数量			
学術研究を目的とした場合にあっては研究の事項及び方法			
備 考			
※許可証交付年月日	年 月 日	※番 号	

（規格 A 4 版）

(裏)

添付書類

- 1 申請者が共同して捕獲等をしようとする場合にあっては、「指定猟法許可申請者名簿（別紙）」
- 2 捕獲等をしようとする区域を示す図面
- 3 捕獲猟具の構造、設置方法等を示す図面

注1 共同申請の場合には、代表者の住所、氏名及び職業等を記入してください。

- 2 指定猟法の種類欄には、猟法の種類及び使用する捕獲猟具の名称を記入してください。
- 3 指定猟法によらなければならない理由欄には、鳥獣の保護に支障を及ぼすおそれがない事由を記載してください。
- 4 目的欄には、「学研究」「管理（被害防止）」「管理（数の調整）」「保護（傷病鳥獣）」等、捕獲等をする事由を記載してください。
- 5 捕獲等の期間は、必要最小限としてください。
- 6 捕獲等の区域は、大字名又は字名まで記載してください。
- 7 捕獲等の頭（羽・個）数は、各人別に割り振られた頭（羽・個）数を記載してください。
また、1頭を共同で捕獲等をするような場合においては、合計〇人で1頭というように記載してください。
- 8 研究の事項及び方法欄には、学研究を目的として捕獲等をしようとする場合にあっては研究の事項及び方法について、詳細に記入してください。
- 9 その他、捕獲等後の処置等を記載した文書等を証する書面を添付してください。
- 10 ※印欄は、記載しないでください。

別紙 指定猟法許可申請者名簿

住 所	氏 名	職 業	生年月日	捕獲等をする鳥獣の種類及び数量	※ 銃器を使用する場合			備 考
					所持許可証番号	交 付年月日	銃砲の種類	

※印については、必要に応じ記入をしてください。

第六号様式から第十一号様式までの規定中「氏名 印」を「氏名 」に改める。
第十八号様式から第二十号様式までの規定中「㊟」を削る。
第二十一号様式から第二十六号様式までの規定中「(記名押印又は署名)」を削る。
第二十八号様式を次のように改める。

第 28 号様式（第 23 条関係）

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所	(〒) 電話番号 ()
氏 名	
職 業	
生年月日	年 月 日生

麻醉銃猟許可申請書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第38条の2第2項及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第46条の2第1項の規定に基づき、住居集合地域等における麻醉銃猟の許可を受けたいので、以下により申請します。

使用する麻醉薬の名称及び量	
住居集合地域等において麻醉銃猟をしなければならない理由	
捕獲等の期間	
捕獲等の区域	
捕獲等をする鳥獣の種類及び数量	
危害の防止のための措置	
麻醉銃の所持許可証の番号及び交付年月日（所持許可者以外が実施する場合は人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。）	

(規格 A 4 版)

- 備考
- 1 住居集合地域の麻酔銃猟については、本許可申請の他に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定に基づく許可申請が必要であり、さらに、必要に応じて同法第37条に基づく危険猟法の許可申請が必要であることに留意すること。
 - 2 使用する麻酔薬の名称及び量欄には、使用薬名又は麻酔薬の主成分及び1発射当たりの施用量を明示すること。
 - 3 住居集合地域等において麻酔銃猟をしなければならない理由欄には、生活環境に係る被害の状況又は被害が生じるおそれのある状況を踏まえて、当該住居集合地域で実施しなければならない理由や、捕獲等の作業の安全性や迅速性について他の手段と比較して麻酔銃猟によることが適切とする理由等を記載すること。
 - 4 捕獲等の区域欄には、市郡、町、大字、小字、地番（地先）等を記入し、捕獲等の場所を明らかにした縮尺1：50,000以上の地形図等を添付すること。
 - 5 危害の防止のための措置欄には、人の身体、生命に予期しない危険を及ぼすおそれを回避する観点から行う措置（方法等の工夫等）を具体的に記入すること。

別紙 麻醉銃猟許可申請者名簿

住 所	氏 名	職 業	生年月日	捕獲する鳥獣の 種類及び数量	麻醉銃の所持許可証		※人命救助等に従事 する者の届出済証明書		備 考
					所持許可 番 号	交 付 年月日	届出済 証明書 の番号	交 付 年月日	

備考 ※については、麻醉銃の所持の許可を受けた者以外の者が、所持の許可を受けた者の監督の下に麻醉銃猟を実施する場合に記載する。

第1十九号様式申「(記名押印又は署名)」を貼る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(次項において「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用する事ができる。

告 示

三重県告示第 101 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 3 年 2 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
みやむら耳鼻咽喉科	鈴鹿市柳町 1659-1	令和 3 年 2 月 1 日
前川内科	津市垂水南浦 1425	令和 3 年 1 月 1 日
やまなか脳神経クリニック	松阪市嬉野中川新町 1 丁目 3 番	令和 3 年 2 月 1 日
おくち整形外科クリニック	員弁郡東員町長深 883-1	令和 3 年 2 月 1 日
しま相和透析クリニック	志摩市磯部町穴川字座頭橋 1141 番地 6	令和 3 年 2 月 1 日
すずかこころのクリニック	鈴鹿市神戸 1 丁目 11-2 3F	令和 2 年 11 月 1 日
田所歯科	伊勢市曾祢 1 丁目 6-3	令和 3 年 1 月 1 日
くわまち薬局	伊賀市上野桑町 1521-1	令和 3 年 1 月 1 日
医心館 訪問看護ステーション 四日市Ⅱ	四日市市芝田一丁目 1 番 20 号	令和 3 年 2 月 1 日

三重県告示第 102 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 3 年 2 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
訪問看護の青空明和	多気郡明和町大字上村字松本 101-5	訪問看護の希望の丘	令和 2 年 6 月 1 日
スギ薬局 末永店	四日市市末永町 8-40	四日市市末永町 16 番 15 号	令和 2 年 11 月 1 日
笑みたす訪問看護ステーション	津市高茶屋小森町 8 オークコート C201	津市久居中町 41-2 コーポむつみ 101	令和 3 年 1 月 1 日

三重県告示第 103 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 3 年 2 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
新田外科内科	鈴鹿市磯山3丁目13-20	令和2年11月20日
前川内科	津市垂水南浦1425	令和2年12月31日
ほり整形外科医院	度会郡玉城町岡村483番-1	令和2年12月25日
田所歯科	伊勢市曾祢1丁目6-3	令和2年12月31日
吉中歯科	津市南河路東門377-2	令和2年12月31日
横田歯科医院	伊賀市上野魚町2889-2	令和2年12月31日
くわまち薬局	伊賀市上野桑町1521-1	令和2年12月31日

三重県告示第104号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和3年2月19日

三重県知事 鈴木英敬

指定介護機関の名称	所在地	指定年月日	事業（サービス）の種類
アイランド薬局四日市駅前店	四日市市諏訪栄町5-8 101-A号	令和3年1月1日	居宅療養管理指導
アイランド薬局四日市駅前店	四日市市諏訪栄町5-8 101-A号	令和3年1月1日	介護予防居宅療養管理指導

三重県告示第105号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和3年2月19日

三重県知事 鈴木英敬

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
訪問看護の希望の丘	多気郡明和町大字上村字松本101-5	訪問看護	名称	訪問看護の希望の丘	訪問看護の青空明和	令和2年6月1日
訪問介護の希望の丘	多気郡明和町大字上村字松本101-5	訪問介護	名称	訪問介護の希望の丘	訪問介護の青空明和	令和2年6月1日
スギ薬局 末永店	四日市市末永町16番15号	居宅療養管理指導	所在地	四日市市末永町16番15号	四日市市末永町8-40	令和2年11月1日
スギ薬局 末永店	四日市市末永町16番15号	介護予防居宅療養管理指導	所在地	四日市市末永町16番15号	四日市市末永町8-40	令和2年11月1日
笑みたす訪問看護ステーション	津市久居中町41-2コーポむつみ101	訪問看護	所在地	津市久居中町41-2コーポむつみ101	津市高茶屋小森町8オークコートC201	令和3年1月1日
笑みたす訪問看護ステーション	津市久居中町41-2コーポむつみ101	介護予防訪問看護	所在地	津市久居中町41-2コーポむつみ101	津市高茶屋小森町8オークコートC201	令和3年1月1日

三重県告示第106号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和3年2月19日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
くわまち薬局	伊賀市上野桑町 1521-1	居宅療養管理指導	令和2年12月31日
くわまち薬局	伊賀市上野桑町 1521-1	介護予防居宅療養管理指導	令和2年12月31日
吉中歯科	津市南河路東門 377-2	居宅療養管理指導	令和2年12月31日
吉中歯科	津市南河路東門 377-2	介護予防居宅療養管理指導	令和2年12月31日
訪問介護いこいの郷ななくり	津市大鳥町向廣 435 番地 12	訪問介護	令和2年3月31日
訪問看護あかりの郷ななくり	津市大鳥町 435 番地 12	訪問看護	令和2年3月31日
訪問看護あかりの郷ななくり	津市大鳥町 435 番地 12	介護予防訪問看護	令和2年3月31日
田所歯科	伊勢市曾祢 1 丁目 6-3	居宅療養管理指導	令和2年12月31日
田所歯科	伊勢市曾祢 1 丁目 6-3	介護予防居宅療養管理指導	令和2年12月31日

三重県告示第 107 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

令和 3 年 2 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
平賀 明宏	あすなる治療院	鈴鹿市小田町 716 のん びりずむ 101 号	鍼灸・マッサージ院ケアアップ響 鈴鹿市自由ヶ丘 4 丁目 7 番 21 号	令和 2 年 1 月 1 日

三重県告示第 108 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 3 年 2 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
みやむら耳鼻咽喉科	鈴鹿市柳町 1659-1	令和 3 年 2 月 1 日
前川内科	津市垂水南浦 1425	令和 3 年 1 月 1 日
やまなか脳神経クリニック	松阪市嬉野中川新町 1 丁目 3 番	令和 3 年 2 月 1 日
おくち整形外科クリニック	員弁郡東員町長深 883-1	令和 3 年 2 月 1 日
しま相和透析クリニック	志摩市磯部町穴川字座頭橋 1141 番地 6	令和 3 年 2 月 1 日
すずかこころのクリニック	鈴鹿市神戸 1 丁目 11-2 3F	令和 2 年 11 月 1 日
田所歯科	伊勢市曾祢 1 丁目 6-3	令和 3 年 1 月 1 日
くわまち薬局	伊賀市上野桑町 1521-1	令和 3 年 1 月 1 日
医心館 訪問看護ステーション 四日市Ⅱ	四日市市芝田一丁目 1 番 20 号	令和 3 年 2 月 1 日

三重県告示第 109 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 3 年 2 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
訪問看護の青空明和	多気郡明和町大字上村字松本 101-5	訪問看護の希望の丘	令和2年6月1日
スギ薬局 末永店	四日市市末永町 8-40	四日市市末永町 16 番 15 号	令和2年11月1日
笑みたす訪問看護ステーション	津市高茶屋小森町8 オークコートC201	津市久居中町 41-2 コーポむつみ 101	令和3年1月1日

三重県告示第 110 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和3年2月19日

三重県知事 鈴木英敬

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
新田外科内科	鈴鹿市磯山3丁目13-20	令和2年11月20日
前川内科	津市垂水南浦 1425	令和2年12月31日
ほり整形外科医院	度会郡玉城町岡村 483 番-1	令和2年12月25日
田所歯科	伊勢市曾祢1丁目6-3	令和2年12月31日
吉中歯科	津市南河路東門 377-2	令和2年12月31日
横田歯科医院	伊賀市上野魚町 2889-2	令和2年12月31日
くわまち薬局	伊賀市上野桑町 1521-1	令和2年12月31日

三重県告示第 111 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、次のとおり介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和3年2月19日

三重県知事 鈴木英敬

指定介護機関の名称	所在地	指定年月日	事業（サービス）の種類
アイランド薬局四日市駅前店	四日市市諏訪栄町 5-8 101-A号	令和3年1月1日	居宅療養管理指導
アイランド薬局四日市駅前店	四日市市諏訪栄町 5-8 101-A号	令和3年1月1日	介護予防居宅療養管理指導

三重県告示第 112 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第54条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和3年2月19日

三重県知事 鈴木英敬

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
訪問看護の希望の丘	多気郡明和町大字上村字松本 101-5	訪問看護	名称	訪問看護の希望の丘	訪問看護の青空明和	令和2年6月1日

訪問介護の希望の丘	多気郡明和町大字上村字松本 101-5	訪問介護	名称	訪問介護の希望の丘	訪問介護の青空明和	令和2年6月1日
スギ薬局 末永店	四日市市末永町 16番 15号	居宅療養管理指導	所在地	四日市市末永町 16番 15号	四日市市末永町 8-40	令和2年11月1日
スギ薬局 末永店	四日市市末永町 16番 15号	介護予防居宅療養管理指導	所在地	四日市市末永町 16番 15号	四日市市末永町 8-40	令和2年11月1日
笑みたす訪問看護ステーション	津市久居中町 41-2 コーポむつみ 101	訪問看護	所在地	津市久居中町 41-2 コーポむつみ 101	津市高茶屋小森町 8 オークコートC 201	令和3年1月1日
笑みたす訪問看護ステーション	津市久居中町 41-2 コーポむつみ 101	介護予防訪問看護	所在地	津市久居中町 41-2 コーポむつみ 101	津市高茶屋小森町 8 オークコートC 201	令和3年1月1日

三重県告示第 113 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第54条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和3年2月19日

三重県知事 鈴木英敬

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
くわまち薬局	伊賀市上野桑町 1521-1	居宅療養管理指導	令和2年12月31日
くわまち薬局	伊賀市上野桑町 1521-1	介護予防居宅療養管理指導	令和2年12月31日
吉中歯科	津市南河路東門 377-2	居宅療養管理指導	令和2年12月31日
吉中歯科	津市南河路東門 377-2	介護予防居宅療養管理指導	令和2年12月31日
訪問介護いこいの郷ななくり	津市大鳥町向廣 435 番地 12	訪問介護	令和2年3月31日
訪問看護あかりの郷ななくり	津市大鳥町 435 番地 12	訪問看護	令和2年3月31日
訪問看護あかりの郷ななくり	津市大鳥町 435 番地 12	介護予防訪問看護	令和2年3月31日
田所歯科	伊勢市曾祢 1 丁目 6-3	居宅療養管理指導	令和2年12月31日
田所歯科	伊勢市曾祢 1 丁目 6-3	介護予防居宅療養管理指導	令和2年12月31日

三重県告示第 114 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

令和3年2月19日

三重県知事 鈴木英敬

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
平賀 明宏	あすなる治療院	鈴鹿市小田町 716 のんびりずむ 101 号	鍼灸・マッサージ院ケアアップ響鈴鹿市自由ヶ丘 4 丁目 7 番 21 号	令和2年1月1日

三重県告示第 115 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和 3 年 2 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
桑原	松阪市飯高町桑原 (詳細は次の図のとおり)	地滑り
田引	松阪市飯高町田引 (詳細は次の図のとおり)	地滑り
加波	松阪市飯高町加波 (詳細は次の図のとおり)	地滑り
片平	松阪市飯高町粟野 (詳細は次の図のとおり)	地滑り
田引宮ノ西	松阪市飯高町田引 (詳細は次の図のとおり)	地滑り
青田西 2	松阪市飯高町青田 (詳細は次の図のとおり)	地滑り
青田	松阪市飯高町青田 (詳細は次の図のとおり)	地滑り
青田西 1	松阪市飯高町青田 (詳細は次の図のとおり)	地滑り
魚瀬	松阪市飯南町向粥見 (詳細は次の図のとおり)	地滑り
ほその	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	地滑り

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、松阪建設事務所及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 116 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和 3 年 2 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
裏萩山東端	鳥羽市池上町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
裏萩山東	鳥羽市池上町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
堅田町	鳥羽市堅神町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
小浜町北	鳥羽市小浜町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
浜辺中西	鳥羽市小浜町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
浜辺中東	鳥羽市小浜町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
小浜中	鳥羽市小浜町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
谷ノ奥	鳥羽市小浜町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
小浜西	鳥羽市小浜町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
堅神東 2	鳥羽市堅神町 (詳細は次の図のとおり)	土石流

堅神西 2	鳥羽市堅神町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
堅神	鳥羽市堅神町、屋内町 (詳細は次の図のとおり)	地滑り
池上	鳥羽市池上町、鳥羽町 (詳細は次の図のとおり)	地滑り
中之郷	鳥羽市鳥羽 2 丁目、鳥羽 3 丁目 (詳細は次の図のとおり)	地滑り

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、志摩建設事務所及び鳥羽市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 117 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和 3 年 2 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
五知 2	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
五知 3	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
迫間 6	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
迫間 5	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、志摩建設事務所及び志摩市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 118 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和 3 年 2 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小滝東	多気郡大台町小滝 (詳細は次の図のとおり)	地滑り
天ヶ瀬	多気郡大台町天ヶ瀬 (詳細は次の図のとおり)	地滑り
領内	多気郡大台町小滝 (詳細は次の図のとおり)	地滑り

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、松阪建設事務所及び大台町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 119 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和 3 年 2 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
三瀬川	多気郡大台町下三瀬、度会郡大紀町三瀬川、船木 (詳細は次の図のとおり)	地滑り

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、大台町役場及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 120 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 3 年 2 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
吉谷	鳥羽市池上町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
堅神東 1（1）	鳥羽市堅神町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
堅神東 1（2）	鳥羽市堅神町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
堅神西 1	鳥羽市堅神町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
桶ノ谷川	鳥羽市堅神町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
名残谷	鳥羽市堅神町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
北の谷	鳥羽市堅神町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
小浜町南	鳥羽市小浜町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
浜辺北	鳥羽市小浜町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
広畑	鳥羽市小浜町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
小浜 1	鳥羽市小浜町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小浜 11	鳥羽市小浜町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小浜 2	鳥羽市小浜町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小浜 3	鳥羽市小浜町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小浜 4	鳥羽市小浜町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小浜 5	鳥羽市小浜町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小浜 6	鳥羽市小浜町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小浜 7	鳥羽市小浜町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小浜 8	鳥羽市小浜町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小浜 9	鳥羽市小浜町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小浜 10	鳥羽市小浜町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
池上 1	鳥羽市池上町	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

	(詳細は次の図のとおり)		
池上 2	鳥羽市池上町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
池上 3	鳥羽市池上町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小浜 12	鳥羽市小浜町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小浜 13	鳥羽市小浜町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
堅神 1	鳥羽市堅神町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
堅神 2	鳥羽市堅神町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
堅神 3	鳥羽市堅神町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
池上 4	鳥羽市池上町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
堅神 4	鳥羽市堅神町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小浜 14	鳥羽市小浜町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小浜 15	鳥羽市小浜町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
池上 5	鳥羽市池上町、屋内町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
堅神 5	鳥羽市堅神町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
堅神 6	鳥羽市堅神町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小浜 16	鳥羽市小浜町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小浜 17	鳥羽市小浜町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小浜 18	鳥羽市小浜町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
屋内 1	鳥羽市屋内町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
堅神 7	鳥羽市堅神町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小浜 19	鳥羽市小浜町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
堅神 8	鳥羽市堅神町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
屋内 2	鳥羽市屋内町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
屋内 3	鳥羽市堅神町、屋内町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小浜 20	鳥羽市小浜町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小浜 21	鳥羽市小浜町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小浜 22	鳥羽市小浜町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小浜 23	鳥羽市小浜町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

小浜 24	鳥羽市小浜町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
屋内 4	鳥羽市堅神町、屋内町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
堅神 9	鳥羽市堅神町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
堅神 10	鳥羽市堅神町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
堅神 11	鳥羽市堅神町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、志摩建設事務所及び鳥羽市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 121 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 3 年 2 月 19 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
恵利原 1-1	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
恵利原 1-2	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
五知 1	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
恵利原 2	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
五知 1	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五知 2	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五知 3	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
恵利原 1	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
恵利原 2	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
沓掛 1	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下之郷 1	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
恵利原 3	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
迫間 1	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
恵利原 4	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
恵利原 5	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
迫間 2	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

上之郷 1	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五知 4	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
沓掛 2	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
恵利原 6	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
迫間 3	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下之郷 2	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
迫間 4	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
恵利原 7	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
恵利原 8	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
恵利原 9	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
恵利原 10	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
恵利原 11	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上之郷 2	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
恵利原 12	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
恵利原 13	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
恵利原 14	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
飯浜 2	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
恵利原 16	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
恵利原 17	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
恵利原 19	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
迫間 7	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山田 1	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
恵利原 15	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
恵利原 18	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下之郷 3	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下之郷 4	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下之郷 5	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下之郷 6	志摩市磯部町	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

	(詳細は次の図のとおり)		
下之郷 7	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
迫間 8	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
飯浜 3	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山田 2	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杵掛 3	志摩市磯部町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、志摩建設事務所及び志摩市役所に備え置いて縦覧に供します。)

公 告

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定に基づき、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の書換交付をした旨の通報があったので、同条第2項の規定により公示します。

令和3年2月19日

三重県知事 鈴木英敬

種畜証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11599383079	種畜の名前の変更	姉久姫	若大将

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和3年2月19日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 作業種類
基本測量(地殻変動補正パラメータ測量)
- 2 作業期間
令和3年3月1日から同月31日まで
- 3 作業地域
三重県全域

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和3年1月25日に終了した旨、三重県企業庁南勢水道事務所長から通知がありました。

令和3年2月19日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 作業種類
公共測量(基準点測量)
- 2 作業地域
伊勢市朝熊町

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
